

令和3年度における特定最低賃金の改正等に係る申出の意向確認状況について

神奈川県労働局

改正・新設等の別	件名	意向確認年月日	意向表明者 (団体名を含む。)	ケース	備考
改正	塗料製造業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (JEC連合神奈川地方連絡会)	協	
改正	鉄鋼業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部)	協	
新設	電線・ケーブル製造業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (全日本電線関連産業労働組合連合会神奈川県協議会)	協	既設の「非鉄金属・同合金圧延業、電線ケーブル製造業最低賃金」の適用対象業種の縮小に伴う新設。(非鉄金属・同合金圧延業を対象業種から除外するもの)
新設	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (JAM神奈川、日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部)	公	既設の機械器具製造業に係るの特定最賃の適用対象業種の縮小に伴う新設。(真空装置・真空機器製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業を対象業種から除外するもの)
新設	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (電機連合神奈川地方協議会)	協	既設の電機機械製造業に係るの特定最賃の適用労働者の範囲の変更に伴う新設。(雇入れ後1年以上使用されている労働者および1年以上継続して使用されることが見込まれる労働者を適用範囲とするもの(既設は6月以上))
新設	自動車・同附属品製造業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (自動車総連神奈川地協、基幹労連神奈川県本部、JAM神奈川、電機連合神奈川地協)	協	既設の「輸送用機械器具製造業最低賃金」の適用対象業種の縮小に伴う新設。(自動車・同附属品製造業のみを対象業種とするもの)
新設	自動車(新車)小売業最低賃金	R 3 . 2 . 2 2	連合神奈川 (自動車総連神奈川地協)	協	既設の「自動車小売業最低賃金」の適用対象業種の縮小に伴う新設。(自動車(新車)小売業のみを対象業種とするもの)